

# 調査と情報

編集・発行  
 (株)農林中金総合研究所基礎研究部  
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3  
 TEL. 03-3243-7331  
 FAX. 03-3246-1984  
 E-mail : kaneko@nochuri.co.jp

## W T O 交渉の課題

いよいよW T O 交渉が本格化する。一九九九年一二月のシアトル総会では各国のN G O などの抗議行動が注目されたが、議長声明がまとまらず、交渉開始を宣言することができなかった。しかし、米国で新政権がようやく発足したこともあり、早晩、次期交渉は本格化する。各国提案が提起されつつあり、一部の交渉はジュネーブで始まっているようである。

米国提案は二〇〇二年末までの合意、関税の大幅削減もしくは廃止、最低輸入義務の大幅拡大、国内支持の削減、特別セーフガードの廃止などを求めている。

日本提案は農業の多面的機能や食糧安全確保への配慮を求め、米のミニマム・アクセスの削減もしくは廃止、野菜などを対象とした自動的に発動できる新たなセーフガードの創設、遺伝子組み換え食品等の安全性の確保、国内支持政策の削減が免除されるグリーンボックスの拡大と農業経営所得安定対策の規制緩和などが骨子となっている。

交渉の順序としては関税率の決定方法を含む貿易ルールを最初に交渉し、次に品目別に協議することを目指すとともに、農業分野の単独交渉ではなく、サービス貿易や知的所有権、投資ルールなどを含めた包括交渉を指向する戦略を日本はとっている。まずは、E U や韓国、スイスなど多面的機能フレンドス国と連携し、日本提案への賛同を得ることが課題となる。

W T O は自由貿易の利益を世界が共有するという理念のもと、輸入障壁の撤廃や関税率の削減を求めたものであるが、最近では農産物価格支持政策の縮小など国内政策のあり方をも規定するものとなつてきている。しかし、先進国と発展途上国、輸出国と輸入国、水田農業が主体の国と畑作を中心とする国などの調整は容易ではない。栄養と外貨が不足している経済では食料増産が課題となる。E U は米国の外国販売人制度を輸出優遇税制としてW T O に提訴し、パネルが設置されている。日本は熱延鋼板の輸出に関する米国の反ダンピング措置を提訴している。

国内助成について、条件不利地域に限り所得補償を認めるというのであれば、国土が急峻で平地が少ないところに水田を展開する日本は国土全体が条件不利地域という措置も可能であろう。食料輸入国が価格政策を後退させているのに対して、米国は農産物に対する直接支払いを増額している。国際協調や構造調整に対して不安を感じる農業者は少なくない。農業経営の不安定化から離農が急速に進展してきた地域もあり、農業生産の衰退に拍車がかかる事態が想定されよう。W T O 交渉において首尾良く日本提案が受け入れられ、農業経営、農家所得の安定が確保されることを期待する。

(副主任研究員 桜井慎悟)

今月のテーマ：W T O 交渉再開に向けて

W T O 交渉の課題.....	1
W T O 農業交渉に向けた日本の課題 .....	2
水産業とW T O 交渉.....	3~4
日本の木材輸入の展開課程とW T O での木材貿易をめぐる議論について.....	5~6
農業経営所得安定対策の背景と課題 .....	7~8

ぶっくレビュー『講座 今日食料・農業市場... 農政転換と価格・所得政策』...	9
あぜみち.....	10
虹のかけ橋.....	11
統計の眼「日本の財政の現状」.....	12
編集後記.....	12

調査・研究ノート

水産業とWTO交渉

一、我が国水産業の現状と水産物貿易構造  
我が国は言わずもがなの「魚食国家」であり、一九九八年の国民一人当たり動物性たん白質摂取量に占める魚介類の割合は三九%、魚介類の国民一人一年当たり供給量は七〇・六キログラムとなっている。

我が国の漁業生産量は年々縮小しており、九七年の生産量七、四一一千トン、中国、ペルーに次いで第三位で、チリ、アメリカ等がこれに続いている。

一方、水産物需給表によれば九八年の魚介類国内生産量六、〇四四千トンに対して輸入量五、二五四千トン、輸出量三、二二二千トンとなっている。魚介類自給率では、六〇年一一%、七〇年一〇%、八〇年九七%、九〇年七二%、直近の九八年には五七%にまで低下している。

ところで世界の水産物の貿易構造をみてみると、九六年の世界の水産物貿易量は約四四百万トンと総漁獲量の約三七%を占めている。このうち我が国の輸入は貿易金額ベースで世界全体の約三割を占めており、世界最大の水産物輸入国となっている。これにEU、アメリカを加えるとその約七六%を輸入していることになり、水産物の輸

入も我が国をはじめとする先進国に偏重した実態となっていることが理解されよう。

二、UR合意と水産物の市場アクセス

今後のWTO再交渉について触れる前に、URの合意内容について確認しておきたい。まず第一が関税の三分の一引下げである。

養魚用稚魚および飼料用魚粉等を除く水産物に関税を課すことになり、八八年の貿易量を基準にした場合の税率を毎年同幅ずつ引下げ、加重平均での税率六・一%を最終の九九年には四・一%とすることになった。また、沿岸・沖合の主要魚種についてはIQ制度(輸入割当て)が継続されることとなったが、例外的にIQ品目の内、冷凍サバ等については関税率がそれぞれ三割、五年間で引き下げられることになった。

また、UR合意にともなうWTO協定の発効とともに、一般補助金の規律に関する「補助金及び相殺措置に関する協定」が発効している。これは輸出補助金及び国内品優先使用の条件を付した輸入代替補助金は赤企業もしくは産業の集団等に対して交付された補助金は黄、特定性のない補助金、あるいは特定性があっても一定の条件を満たすもの(研究補助金 地域補助金 環境

補助金)は青、とされている。

三、UR合意後の水産政策をめぐる動き

輸入水産物が増加を続ける中で、魚介類自給率の低下、漁業経営の悪化、就労者の減少・高齢化等が進行し、一方では漁業資源の保全が求められ、総合的漁業振興策構築の必要性が叫ばれてきた。こうした情勢を背景に水産基本政策のあり方についての検討会が九六年に開始され、九九年八月に最終報告がとりまとめられた。その概要は以下のとおりである。

〈水産業・漁村の位置づけ〉

- ・国民に対する食料の安定供給(健康で豊かな食生活に貢献(食料安全保障上重要))
- ・我が国経済・社会における重要性(沿海地域の基幹産業、海洋環境の保全・監視等、食文化等の伝統・文化の形成、自然とレクリエーションの場の提供)

〈水産物需給・資源の見通し〉

- ・世界的な水産物需要の増大と供給不安定
- ・我が国の安定的な水産物需要と国内生産力への懸念

・食料自給率目標の策定

- ・環境悪化・過剰漁獲による周辺水域の資源悪化

〈今後の水産基本政策のあり方〉

- ・水産資源の持続的利用の確立(我が国周辺水域の資源回復、つくり育てる漁業の推進、漁場環境及び生態系の保全、責任

ある遠洋漁業と国際的資源管理への貢献

国際協力等の推進、漁業管理制度見直し)

・自立しうる漁業経営の確立(意欲と能力のある担い手の育成・確保、漁業等の組織体制の整備と活性化、中小漁業の構造改善技術開発の重点的実施)

・水産物流通・加工の合理化と消費者ニーズへの対応(産地機能の強化、水産加工業の体質強化等、品質・衛生管理等の強化、国産水産物への理解増進、国際貿易を巡る情勢への対応)

・漁業地域の振興と水産基盤整備の見直し(漁業地域の振興、水産基盤の見直し、漁港整備・管理制度の見直し)

〈沿岸漁業等振興法の今日的評価〉

この最終報告をうけて九九年十二月、水産基本政策大綱が決定され、これに沿って今次の通常国会において水産基本法が決定される運びとなっており、これがWTO交渉の基本スタンスとなる。

四、WTO再交渉の論点と協議の現状

さて、WTO水産物交渉では、資源管理の推進、貿易ルールの確立、の二つの柱に論点が絞られるものとみられているが、現在のところ貿易ルールに関する話は低調である一方、過剰漁獲に関連しての漁業補助金について議論が集中している。したがって、ここでは漁業補助金にかかる議論に

絞って経過・論点を紹介する。

漁業補助金についての議論は、九六年にWTO等の席上でニュージーランドが中心となつて、漁業補助金が貿易上の不正を招くとともに、過剰な漁獲能力の形成要因となつているとする問題提起を行なつたことから再燃した。その後もWTOにとどまらずAPEC、OECD等で様々な議論が戦わされてきた。我が国は漁業補助金と過剰漁獲との因果関係については科学的に検証することが必要であること、過剰漁獲問題については専門家によりFAOの場で検討すべきであることを主張してきた。これについての主な国の論点・反応等は以下のとおりである。

〈ニュージーランド〉

漁業補助金の持つ貿易歪曲性と過剰漁獲能力形成を指摘しているが、自国の財政立て直しの観点から漁業補助金を含めた政府支出の削減を実施したことから、自国漁業者から国際競争力の低下を指摘されているという事情も抱えている。

〈アイスランド、ノルウェー〉

同様に過剰漁獲能力の形成を指摘している。EUによる外国水域入漁料の直接補助をはじめとする手厚い保護政策の存在によつて、特にEUマーケットでの底魚の競争力を奪われているとの認識を持つている。

〈アメリカ〉

政府支出の削減をはかるための漁業者へ

の説得材料を国際合意に求めており、国際競争力の維持も含めて各国横並び対応を基本としている。

〈中国、韓国〉

積極的な主張はなく、様子見の感がある。

漁業補助金の撤廃を求める国に共通しているのは、日本の公海まぐる漁業、EUのトロール漁業の削減を含めた各国の漁業分野における国際競争力の維持と日本等のマーケットへの進出意欲であり、本問題で日本と一部でも協調可能な国はEUぐらいという厳しい状況に置かれている。まさに輸出国と輸入国との利害が露骨に反映された激しい議論が展開されているのである。

こうした情勢を踏まえて政府は、次の点についての作業を急いでいる。

補助金が漁獲能力形成に及ぼす影響の解析とともに、他の要因が過剰漁獲能力を形成するメカニズムについての計量的なモデル作成

多面的機能について漁業分野でいかなる議論が可能かについての整理

漁業補助金と漁業コスト、経営収支に及ぼす影響についての数値化

我が国において漁業補助金の漁業者に与える影響は大きく、これなくしての我が国水産業の維持・存続は考えられず、交渉の成果獲得が強く期待される。

( 蔦谷栄一 )

調査・研究ノート

日本の木材輸入の展開過程と  
WTOでの木材貿易をめぐる議論について

世界的に貿易・市場の自由化が標榜される中で、木材貿易でもその動きが加速されつつある。しかし一方では、環境問題への関心が広がり、木材貿易の拡大路線に異議を唱える声が高まっている。

こうしたことを背景に、今後の木材貿易のあり方を考える布石として、本小文では日本の木材貿易がこれまでどのように展開してきたのか、また、世界の貿易問題の議論の場であるWTOにおいて木材貿易がどのように議論されているのかについて概観する。

一、日本の木材輸入の展開過程

現在、日本は木材需要の約八割を外材に頼っており、その量は世界の木材輸入量五億 $m^3$ の二割弱を占め、輸入量から輸出量を差し引いた純輸入量では世界最大の純輸入国となっている。

このような大量の木材輸入体制は、戦後どのように形成されてきたのだろうか。以下で、大まかに振り返る。

(一) ラワン材主流期 一九四八～六〇年

戦後の木材輸入は、一九四八年にフィリピンからラワン材を輸入したことより開始された。これは、外貨獲得のための輸出用

の合板用原料として輸入されたもので、当時、日本で使われる木材の大半は国産材でまかなわれていた。

(二) 木材輸入拡大期 一九六一～七三年

一九五〇年代末になると、高度経済成長により日本国内の木材需要は急激に増加し、国産材の供給だけでは追いつかず、木材需給が逼迫した。そこで政府は、打開策として六〇年に丸太輸入自由化を開始、翌六年には「木材価格安定緊急対策」を閣議決定し、外材輸入を本格的に開始した。これらの施策は木材輸入の増加に拍車をかけ、輸入量は六一年に千万 $m^3$ を突破し、さらに六九年には国産材供給量を上回る外材が輸入された。

(三) 木材輸入安定期 一九七四～八四年

「高度成長」が終焉した一九七四年頃から八〇年代前半には、日本の木材需要が短期的に変動し始めたため、外材輸入の急激な増加は終息し、短期的な変動を伴いながら推移した。

(四) 木材輸入再拡大期 一九八五～九〇年

一九八〇年代後半になると、木材輸入が再び急増し始めた。これは、八五年のブラザ合意以降の急速な円高と、「日米MOSS

(市場指向分野選択)協議」に基づく木材製品の関税率引下げ及び建築基準法の改正等の非関税障壁の低減が大きく影響している当時、米国は「双子の赤字」に悩まされ、市場原理の導入を各分野で広げようとしていた。そうした中で、木材分野において北米材を輸出しやすいうように日本に強く働きかけたのである。具体的には、針葉樹製材の関税率が一〇%→八%、合板が一七%→一五%→一〇%、集成材が二〇%→一五%に引下げられるなど主要木材製品の関税率が軒並引下げられた。その結果、輸入量は再び急増し、八八年には木材自給率が三割を割った。

(五) 木材輸入構造変革期 一九九〇年代

一九九〇年代に入っても、八五年以降の木材輸入の増加の勢いは衰えず、九七年には木材自給率は一九・六%まで低下した。

これは、円高基調とともに八六～九四年のGATT・ウルグアイラウンド交渉(以下UR)の合意に基づく木材製品の関税率の一層の引下げが影響したためである。URでは、木材貿易について米国等の主要輸出国は関税相互撤廃(いわゆる「ゼロ・ゼロ」)を主張し、一方日本はこれを拒否した。協議の結果、「ゼロ・ゼロ」は免れたものの、各国とも三〇～五〇%程度的大幅な関税率の引下げを行うことで合意。日本は、基準関税率から約五〇%の引下げとなり、九五年から段階的に実施し、九九年には主要木

各国の林産物関税率(1999年の税率)

	日本	米国	EU	韓国
丸太	0~3.5%	0%	0%	1~2%
製材	0~6%	0%	0~2.5%	5%
合板・集成材等	6~10%	0~8%	6~7%	8%

資料)林野庁資料

材製品の関税率は概ね一桁台にまで低下した(表参照)。このように、九〇年代に入り木材分野では自由貿易の流れが一層強まった。

しかし一方で、木材貿易拡大路線に「ブレイク」となる問題も現れ始めた。それは、熱帯林を中心とした森林の減少や劣化等への危機感が世界中に広がっており、環境問題から木材貿易拡大に異議を唱える動きが表面化し始めたことである。具体的には、九二年の地球サミット以降、「持続可能な森林経営」が

議論され、森林保全の観点から木材貿易のあり方が模索されている。また、自由貿易推進の旗振り役の米国でも、野生生物保護運動により連邦有林の大幅な伐採削減が実施されたり、マレーシア・サバ・サラワク州では熱帯林保護を目的に丸太輸出が禁止される等、木材輸出国側の輸出構造が変化し始めている。

## 二. WTO交渉における木材貿易問題

以上見てきたように、一九六〇年の丸太

輸入自由化、さらに八〇年代後半の日米MOS協議、さらに、九〇年代のUR等の関税引下げが日本の木材輸入の拡大を後押ししてきた。そして、自由貿易・市場原理の導入を世界規模で推進するWTO体制時代に入った現在、関税撤廃に向けた動きが強まっている。しかし一方で、九〇年代より環境問題が無視できないものになり、そうした観点から木材貿易のあり方が問い直されている。

九九年末にシアトルで開催されたWTO第三回閣僚会議では、木材貿易については「市場アクセスグループ」で交渉が行われたが、実質的な議論はほとんど行われなかった。会議事前の主張としては、北米やオセアニア、東南アジアの主要木材輸出国は、林産物を早期関税自由化(ATL)の一つとして取り上げ、関税撤廃を狙っていた。一方、日本は「持続可能な森林経営の達成」や「公益的機能の発揮」さらに「輸出国側の輸出規制についての検討」等をキーワードに、UR以上の関税引下げには反対していた。韓国やEUも日本と同様な態度をとっていた。

しかし、各国の主張は複雑に入り組んでいて、決して明確な論点が定まっていたとは言いがたい状況となっていた。例えば、前述したように米国では環境的観点から木材の伐採量が大幅に削減されたり、カナダから米国に不当に安い木材が入ってくるとし

て、一定量以上のカナダ産針葉樹材にはカナダ政府に輸出関税を賦課させている。また、インドネシアやマレーシアは、国内の産業保護を目的に自国の関税は保持したいと考えている。このように輸出国側も、ゼロ・ゼロ」に対して矛盾を抱えている。さらに、地球温暖化や水質汚染等の環境悪化が進む中で、「自由貿易が林産物貿易、さらに森林保全にとって良いのか」といった疑問が少なからず各国に広がっている。

## 三. 結びにかえて

「環境と貿易」は、WTOの主題テーマであり、木材貿易はまさにその問題に直面している。経済的力学だけでは割り切れない「環境」という新しく且つ大きな課題をどのようにして解決していくのか。そこで、世界最大級の木材輸入量を誇る日本の態度は重要となる。

その対策として、木材貿易の実態を環境問題と合わせて、木材利用者である多くの一般の人々に正しく知らせることが必要であろう。日本政府としては木材貿易における関税撤廃には異議を唱えているものの、マスコミ等の報道を見ても明らかのように、世間一般の木材貿易への関心は低い。木材利用者である一般の人々と共に国内の森林や林業、山村問題とも直結している木材貿易の問題を考えることが、今後のWTO対策の一步となると考える。

(栗栖祐子)

調査・研究ノート

農業経営所得安定対策の背景と課題

昨年一二月、農林水産省は「経営を単位とした農業経営所得安定対策」の検討方向を発表した。農業経営所得安定対策の導入については既に九八年一二月の「農政改革大綱」に盛り込まれており、食料・農業・農村基本法にも「農産物の価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずる」(第三〇条)と書かれている。このように今回の農業経営所得安定対策は農政改革の一環として出てきたものであるが、導入に至るまでには財源問題、対象農家の選定等困難な課題が多くある。

一、農産物価格支持政策の意義と沿革

農産物は、需要が安定的である一方で収量が天候や病虫害等により変動するため価格変動が激しい、多数の小規模生産者によって生産されているため食品メーカーや卸・小売業者等に対する生産者の価格交渉力が弱い、という特色を持っているため、市場経済のみに委ねると価格が不安定・低位になりやすく農業経営の困難等の問題が生ずる。そのため、政府はこれまで農産物価格に対して様々な形で介入を行ってきた。

農産物価格支持政策が本格化するようにな

つたのは農業恐慌が深刻化した一九三〇年代からであり、米国は一九三三年に農業

調整法を制定して商品金融公社(CCC)による価格支持制度を開始し、七三年から不足払い制度を導入した。EUはかつては各国ごとに農業政策を行っていたが、一九六八年に共通農業政策(CAP)を開始し、域内の農産物の価格支持を行うとともに、域外からの輸入農産物に対して可変課徴金をかける制度を導入した。日本は、米騒動の教訓から一九二一年に米穀法を制定し、三三年に米穀統制法、四二年に食管法を制定し食料の統制管理を行った。戦後も、米、麦については政府が公定価格で農家から買い取る仕組みが長く続き、大豆、肉類、牛乳等についても農産物価格支持制度を導入した。

二、ウルグアイ・ラウンドと農政改革

しかし、こうした農産物価格支持政策は過剰生産や財政負担の増大を引き起こし、一九八〇年代に批判にさらされるようになった。米国は七〇年代に食料増産を行なったが、八〇年代に入ると農産物価格が低下して深刻な農業不況に陥り、不足払いと輸出補助金のための財政支出が膨れ上がった。その大きな要因としてEUが共通農業政策に

より穀物輸出地域に転じたことがあり、米国とEUは輸出補助金、農産物価格支持政策を巡って激しく対立した。この対立がウルグアイ・ラウンド(以下UR)の背景にあり、米国、EUはURによって農業政策の改革を行おうとしたのである。日本でも八〇年代に、円高等による内外価格差が問題になって農政批判が吹き荒れ、オレンジ、牛肉、トマト加工品等の輸入自由化が行われた。

URでは、農業保護の指標としてAMS(内外価格差)×「生産量」+「財政支出(黄)」が採用され、農業財政支出が、緑(削減対象外)、青(生産調整を伴う直接支払い、削減対象外)、黄(削減対象)の三つに分類され、AMSの削減が決まった。また、非関税国境措置の関税化、輸出補助金の削減等が決まり、各国は農政改革を迫られることになった。

三、EU、米国、カナダの農業経営所得安定制度

各国は、UR合意を受けて農産物価格支持制度を見直し、「黄」から「緑」の政策に財政支出をシフトさせている。以下で、EU、米国、カナダがどのような農業経営所得安定策を行っているかを簡単に紹介する。

(一) EU

EUは、UR交渉中の一九九二年に大幅なCAP改革を行い、支持価格を引き下げるとともに、引下げ分を補填するため直接所得補償を導入した。この直接所得補償は

生産調整を条件に支給されるものであり、URでは青の政策とされ削減対象外になつた。そのほかEUでは、条件不利地域に対する直接所得補償や有機農業支援のための助成を行つており、近年では直接所得補償に環境保全を義務づけるようになっていく(クロス・コンプライアンス)。

#### (二)米国

米国は、UR終了後九六年農業法により不足払いを廃止し、廃止に伴なう収入減を補填するため固定支払いを導入した。これは生産と切り離された支払いであり緑(削減対象外)になる。ただし、CCCによる価格下支えは現在でも続けており、輸出補助金もまだ残っている。さらに、アジア危機等により穀物価格が下落して農業経営が悪化したため、米国は九八、九九年の二回にわたり経営救済のため巨額の追加支払い(マーケット・ロス・ペイメント)を実施した。このように、米国は国際交渉では自由貿易、国内保護全廃を主張しているが、国内ではしっかりと農業保護政策を実施している。なお、米国には農業経営安定のための制度として収入保険や作物保険があるが、現在は収入保険の加入率は低い。

#### (三)カナダ

カナダにはNISAという独特の農業経営安定制度がある。加入農家は農産物販売額の一定割合(三%)を積み立て、それと同額を政府が積み増し、さらに利息を三%上

乗せしている。農家は農業収入の良い年に積み立てを行ない、悪い年に引き出すというもので、NISAは農業経営を安定させる役割を果たしている。また、農業から引退する時に積み立て残高が残っていれば退職金代わりにもなる。

#### 四、日本における農業経営所得安定対策導入の課題

このように、欧米諸国はWTO体制下においてもしっかりとした農業経営安定対策を行なっていることがわかるが、日本では米について稲作経営安定対策という制度は作ったものの、米価低下の歯止め策にはなっておらず、経営安定対策としては不十分な制度である。麦、大豆、乳製品についても入札制度を導入し麦作経営安定資金、新しい大豆交付金制度を作ったが、次期交渉でAMSのさらなる削減が求められ、また二次関税率が引き下げられて関税化の影響が出てくると、従来の価格安定装置が機能しなくなる可能性があり、農業経営所得安定制度を導入することが必要になる。

こうしたなかで、欧米諸国の経営安定対策、直接所得補償がにわかに注目を浴びたのであるが、日本に導入する際の課題を整理すると以下の通りである。納税者の納得感。何故必要なのか、どういう仕組みが効果的なのか、国民の理解を得ながら十分な検討を行うこと。対象農家の選定。三二二万戸の全農家を対象とすることは困難であり、主とし

て農業で生計を立てている農家を対象とすべきであるが、選定に際して公平性、透明性を確保することが必要。集落機能・兼業農家の維持のため、集落営農も対象とする。

財政難の折、新たな農業予算の増額は困難であり、財源は公共事業予算(土地改良事業等)の削減により捻出する。環境政策とリンクさせ、環境保全(有機質肥料使用、減農薬等)を条件としたり、粗放型畜産、自給飼料生産を助成する制度とする。また、土地改良事業における環境配慮に対して助成する。新規就農者への助成を行なう。林業・漁業の担い手に対する直接所得補償に拡大する。その財源は、ダム、林道、漁港整備等の公共事業予算から充たす。次期WTO交渉で削減対象とならないよう国際的ルール(WTO協定)に沿ったものにする。

いずれにせよ今回の制度導入は農業財政の組み直しを伴う農業政策の大転換につながるものであり、慎重な検討が必要であるが、急がなければならない理由もある。農水省内の組織再編が行われた今年に検討を始めることはタイムシグンとしてはいい時期であり、同の縄張り意識をなくしタブーのない議論を行う必要がある。最終的には政治的決着になるのが、政治的に歪められてはならず、そのためにもオープンな議論が望まれる。

(清水徹朗)

# ぱんくスター

WTOの再交渉を控え、危機的状况にある農業をどのように守り再構築していくか、日本は正念場に立たされている。こうしたなかで、諸外国の農政事情と、国内農業について包括的に政策の現状と課題を論じた本書は、タイムリーかつ有意義であるといえよう。

周知のように、ガット・ウルグアイラウンドから始まり現在も進行中の世界的な農政転換の流れは、次のようなものである。国境措置と価格支持政策および輸出補助金に代表される農業保護を削減し基本的に市場メカニズムに農業生産と流通をゆだねる一方で、農家の所得低下に対しては直接的な所得補償で対応しようというものである。本書はこの流れに沿った各国の農政転換および日本の主要な農産物における政策の変化を丹念に整理し、その課題を明らかにすると同時に再構築の方向を提言している。

本書の構成は、以下のとおりである。まず、第一章から第四章で、WTO交渉の争点の概略およびWTOの枠に沿った諸外国(EU、フランス、米国、韓国)の政策転換

## 講座 今日の食料・農業市場

### 農政転換と価格・所得政策

村田 武・三島徳三編(筑波書房)

を整理する。続いて、第五章から第一〇章でわが国における農政転換の全体的概要と主要農産物(米、麦、大豆、牛乳、食肉)における政策の変化を整理している。特に米については二つの章を割き、事例も交えながら価格低下によって稲作経営が危機的状况にあることとそれに対する政策的な課題を明らかにしている。そして最後の第十一章「農産物価格・所得政策の再構築の方向」で、今後の農政のあり方に対して、様々な提言を行っている。

最終章における主な提言内容は、主な

言と異なるものの、日本においても政策的な流れは、本書で指摘・提言されているような方向に向かっていると見てよいだろう。

本書を読んで強く感じるのは、WTO対応における諸外国のしたたかさ、というか建て前(理論)と本音(現実)をうまく使い分けて実を取るこの巧みさである。アメリカは自由貿易論の立場から農産物輸入国の農業保護を批判しながらも、自国の農業を手厚く保護している。フランスで始まった新しい政策「経営の地域社会との契約

(CTE)も、行き過ぎた市場経済化がもたらす弊害(環境悪化、

経営規模拡大がもたらす雇用機会の減少等)を克服しようとする新たな試みといえる。WTOという

枠を受け入れながらも、各国は農業・農村を守りそれぞれの社会経済の安定を図るために現実的な政策を模索している

自由貿易を標榜するWTO体制のなかで日本農業が生き残っていくためには、我々

ももつと賢く、そしてしたたかにならなければならないだろう。本書は、世界的な農

政の流れとともに、WTO体制の中にありながらも現実的な農政の舵取りをすること

の重要性と可能性を教えてくれるコンパクトな良書である。

(二〇〇〇年九月、二九九頁、三、五〇〇円)

(須田敏彦)

統計の眼

日本の財政の現状

二〇〇〇年度予算の一般会計歳出総額は八四兆九、八七一億円であり、うち一般歳出四八兆九一四億円、地方交付税交付金一四兆九、三〇四億円、国債費一一兆九、六五三億円である。国債費のうち国債・借入金償還費が一兆五〇九億円で、利払いは一〇兆七、四三二億円である。

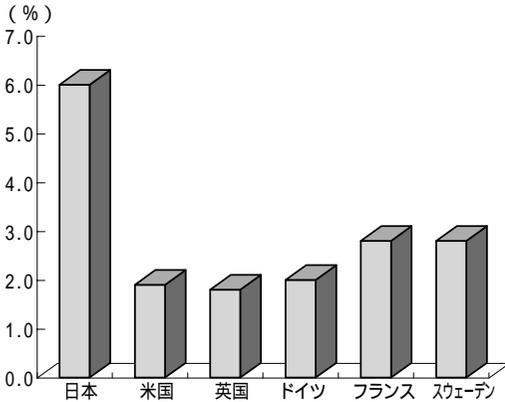
一方、歳入は税収が四八兆六、五九〇億円(うち所得税三八%、法人税二〇%、消費税二〇%)、その他収入三兆七、一八八億円で、国債発行額は三兆六、一〇〇億円となっている。この結果、国債残高は二〇〇一年三月末で三六四兆円になり、特別会計の借入金、地方債等を加えると債務残高は六四五兆円にも達する見込みである。

一般歳出の部門別内訳は、社会保障費(医療保険、年金、社会福祉等)三四・九%、公共事業費一九・六%(九兆四、二五九億円)、文教費二三・六%、防衛費一〇・三%、恩給費三・〇%、経済協力費二・〇%である。農林水産関連予算は三兆四、二八一億円で、一般歳出の七・一%を占め、このうち公共事業費(土地改良等)が五・五%を占めている。ちなみに防衛関係費は四兆九、三五八億円で農林水産予算の約一・四倍になっている。地方財政の一般歳出額は七三兆九、八

五四億円、国の一般歳出の一・五倍の規模であり、このうち投資的経費(公共事業等)が三八%を占めている。

このように、日本の財政に占める公共事業の割合は非常に高く、一般政府総固定資本形成のGDPに占める割合は六・〇%で諸外国の二倍以上になっている。高度経済成長期ならいざ知らず、日本の公共事業予算は多すぎ、これを他国並みに減らせば一五兆円ほど歳出を節約できる。日本の財政は深刻な状況にあり、日本の将来を健全にするためには財政投融资も含め政府部門の見直しをすることが不可欠になっている。(清水)

一般政府総固定資本形成の割合(対GDP比)



資料:「図説日本の財政」  
注:日本は2000年度、諸外国は99年